

貝塚市長 様

住所
団体名
代表者名又は氏名
（電話 ー ）

事前着手届

貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、別記条件を了承の上、下記のとおり補助金交付決定前に着手しますので、届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 交付申請予定額 円
- 3 事業実施期間 着手予定 年 月 日
完了予定 年 月 日
- 4 事業概要
- 5 事前着手を必要とする理由

（別記条件）

- （1） 本事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの間において、事業計画を変更する場合は、市と協議し、承認を受けること。
- （2） 補助金交付決定を受けるまでの間において、天変地異等の事由により実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は補助事業者が負担すること。
- （3） 補助金不交付決定を受けた場合及び補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- （4） クラウドファンディングにより調達した額が目標額に達しない場合でも、補助事業者が自らの責任において本事業を完了させること。